

いなべ市で
新生活をスタートする
おふたりへ

令和7年度 いなべ市結婚新生活支援事業補助金

いなべ市で新生活をスタートする新婚世帯を応援するため
住居費・リフォーム費用・引越し費用について
最大30万円 補助します。

Q: だれがもらえるの？

結婚を機に、いなべ市内にある住居を新たに購入・賃借した方で、以下の条件があります。

- ☐ 令和7年1月1日から令和8年3月31日までに婚姻届を提出し、受理されている。
- ☐ 令和6年中の夫婦の所得を合算した金額が500万円未満である。(当該年中に奨学金の返納がある場合はその金額を除く)
- ☐ 夫婦共に婚姻日における年齢が40歳未満である。
- ☐ 婚姻を機にいなべ市内にある住居を新たに購入・賃借し、その住居が夫婦の住民票上の住所となっている。
- ☐ 過去にこの補助の趣旨と同一の補助を受けていない。(他の自治体での受給を含む。)
- ☐ いなべ市が徴収する市税、国民健康保険税、水道料金等の滞納がない。



全てあてはまれば、この補助金の対象になる可能性があります。



いなべ市役所ホームページでは、制度に関するQ&Aや申請書等をダウンロードすることができます。左のQRコードからホームページへアクセスできます。

Q: どんな費用が対象となるの？

令和7年4月1日から令和8年3月31日の間に支払った、以下の費用が対象です。

◎住居費

新たに住居を購入した費用または新たに物件を賃借するときに要した費用

◎リフォーム費用

リフォームに要した費用
(外構に係る工事費用及び家電購入に係る費用は除く。)

◎引越し費用

引越し業者や運送業者に支払った費用

Q: いつまでに申請すればいい？

令和8年3月31日(火)までに申請が必要です。※必着

※ただし、予算額に達した時点で受付を終了します。

※期限までにすべての書類が揃わなければ、受付できません。余裕を持ってご提出ください。

<申請・問い合わせ先>

いなべ市 健康こども部 こども政策課
TEL:0594-86-7821